

ジョブ型研究インターンシップの連携認定制度実施Q & A

【対象について】

Q 大学、企業等のいずれも会員でない場合は、対象となるのか。

A 大学・企業等の会員の有無に関わらず対象となります。

Q 申請するインターンシップの中で、一部無給のものが含まれている場合は対象となるか。

A 一部無給のものが含まれている場合は要件を満たさないことから対象となりません。なお、複数企業が受け入れている場合は、有給のインターンシップを実施する企業のみを申請することは可能です。

Q 企業等の「等」は何を想定しているのか。

A 「等」は、大学、公的研究機関、官公庁、地方公共団体などです。

Q 学生を学外機関ではなく自大学の研究支援部門（URA の職種等）にインターンシップとして受け入れる場合は対象となるか。

A 要件を満たすものであれば対象となります。

Q 雇用形態が直接雇用ではなく、共同研究や寄附金等で大学が雇用する場合や準委託契約などの形態を用いて有償インターンシップとしている場合は対象となるか。

A 対象となります。なお、実施方針に示している法的地位の取扱いについて、必要に応じて、大学・企業等間で定めることが求められます。

Q 会員の企業と大学との間で個別にインターンシップを実施している場合は対象となるか。

A システムを用いない形で個別に実施するものであっても要件を満たすものであれば対象となります。

【申請について】

Q 申請時期はいつか。

A 原則として、4月、6月、10月、12月の年4回申請を受付け、申請のあった翌月に認定結果を通知する予定です。実施までに余裕をもって申請をお願いします。

Q 実施までに申請が間に合わなかった場合、実施中、または事後に申請を行うことはできるか。

A 実施中、事後であっても申請は可能です。ただし、事後に申請を行う場合、当該年度中に実施されたインターンシップのみが対象となります。

Q どのように申請すればよいか。

A 申請書類等を事務局宛にメールで提出してください。なお、メールの件名は「連携認定の申請（申請者名）」としてください。

＜申請先＞

ジョブ型研究インターンシップ推進協議会（事務局：株式会社アカリク）

メール：coopj-internship@acaric.co.jp

Q 申請は、大学と企業等が共同で申請する必要があるか。

A 大学、企業等のいずれか一方から申請いただくことで問題ありませんが、申請することの了承を得ておくことが必要です。なお、正規の教育課程の単位科目として実施することから、大学から申請いただくことが望ましいです。

Q 大学と企業の間でインターンシップの仲介等を行う団体から、取りまとめて申請することは可能か。

A 営利を目的としない団体から取りまとめて申請を行うことは可能ですが、大学と企業との了承を得ておくことが必要です。

Q 要件に該当することを証する書類（様式2）について、どの程度具体的に記載することが必要か。参考資料は必ず添付が必要か。

A 形式上、要件に該当するか否かを確認するものであり、それが分かるように簡潔に記載してください。また、様式2は2ページ以内で作成してください。

Q 一大学で複数の企業と連携認定の要件を満たすインターンシップを実施している場合、企業ごとに申請書の提出が必要か。

A 様式1の企業等名に、該当する全ての企業等名を記載するとともに、様式2の記載に当たっては、各企業等で内容が異なる場合は、それらが分かるように簡潔に記載してください。

【連携認定について】

Q 認定期間の定めはあるか。

A 連携認定の期間は設けていません。なお、本実施要綱の規定が廃止される場合はこの限りではありません。

Q 一大学で複数の企業と連携認定によるインターンシップを実施している場合、実施状況の報告は、企業ごとに報告書類の提出が必要か。

A 様式3に各企業名と人数をまとめて記載のうえ報告することが可能です。なお、大学・企業のどちらからの報告も可能ですが、申請した機関あるいは学生情報を取りまとめる観点から大学から報告いただくことが望ましいです。

Q 申請したインターンシップのジョブディスクリプションの内容が変更した場合は、変更等の届出が必要か。

A 必要ありません。なお、ジョブディスクリプションを提示することなく学生を受け入れるという変更がある場合は、要件を満たさなくなりますので、変更等の届出が必要となります。

Q 連携認定のメリットは何か。

A 大学や企業等にとっては、文部科学省が実施する「ジョブ型研究インターンシップ」と同趣旨の活動を行っていること、博士人材の活躍促進に積極的であることを広く社会に発信するとともに、連携認定することで、企業の認知度を高めることが期待されます。

また、文部科学省にとっては、大学院教育の一環として行われる長期間かつ有給の研究インターンシップの普及状況を把握することが可能となります。

Q 当該年度に実績がない場合でも、様式3の報告は必要か。

A 必要です。実績がない場合は、0人と記載のうえ報告してください。